

暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討について

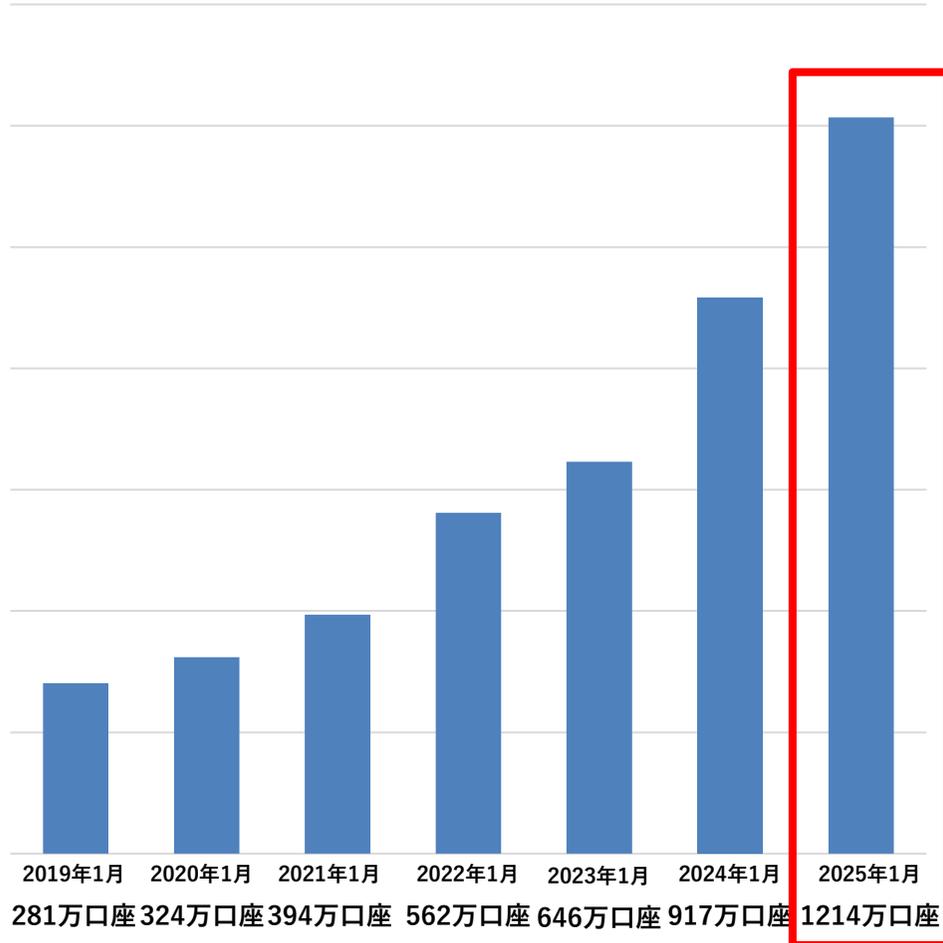
(暗号資産制度に関するワーキンググループ(仮称)の設置について)

金融審議会総会
令和7年6月25日

暗号資産の取引状況等について①

- 2025年1月時点において、暗号資産の日本国内における利用者口座数は延べ1,214万口座、利用者預託金残高は約5兆円となっている。

＜利用者口座数＞

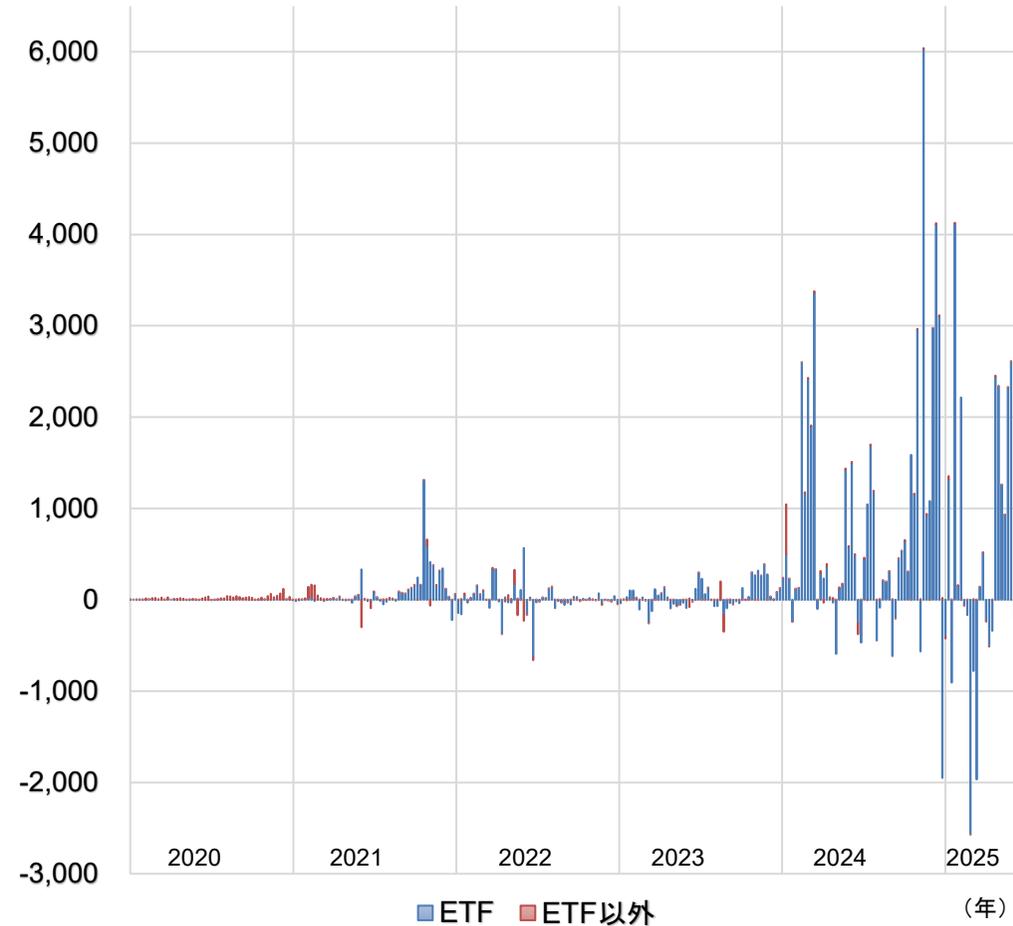


(出所) 日本暗号資産等取引業協会「会員の暗号資産取引状況(月次)」から
金融庁作成

- グローバルなファンドフローにおいて、近年、暗号資産への資金流入が大きく拡大。

(百万ドル)

＜暗号資産ファンドの資金フロー＞



(出所) EPFRデータから金融庁作成

暗号資産の取引状況等について②

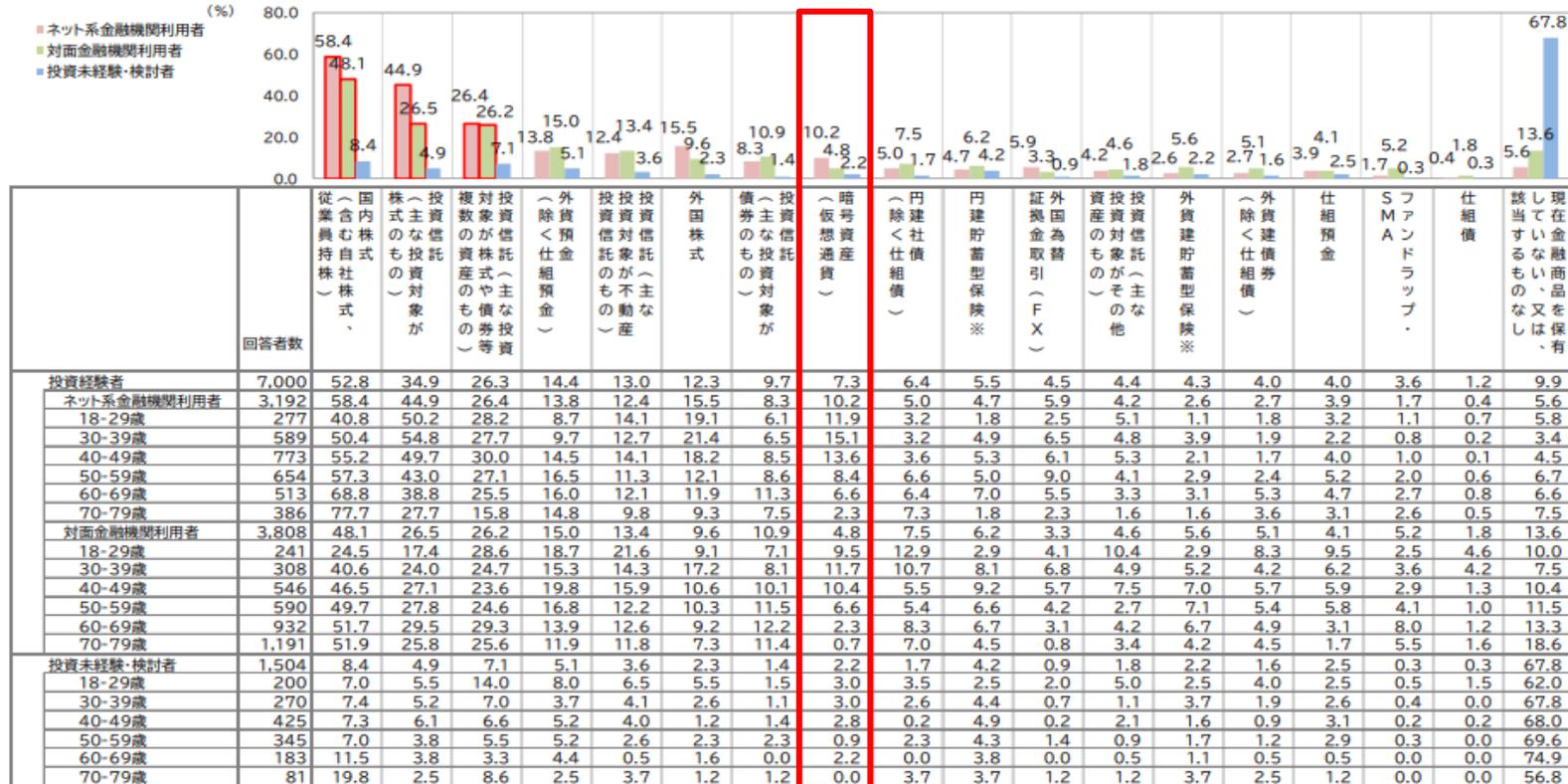
個人投資家の暗号資産の保有等状況

金融庁「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」(2024年7月5日)

4. 資産運用に関する方針、状況等について (8) 現在保有している/検討している金融商品

Q20. 次の金融資産のうち、現在保有しているものを全てお答えください。

調査目的: 金融機関の顧客等の資産運用に関する意識や状況等を把握
 調査方法: インターネット調査
 調査対象: 全国18歳以上の個人で金融商品の購入等の意思決定に関与している者(GMOリサーチ株式会社モニター登録者から無作為に抽出)
 有効回答者数: 9,722人



※貯蓄型保険: 終身保険や個人年金保険、養老保険など、貯蓄性を重視した保険

・投資経験者のうち7.3%の顧客が暗号資産を保有しており、ネット系金融機関利用者に限れば10.2%の顧客が暗号資産を保有している。

・暗号資産の保有率は、伝統的な金融商品である株式等と比べると低いものの、例えば、円建社債や円建貯蓄型保険、FX(外国為替証拠金取引)の保有率よりは高い。

暗号資産の取引状況等について③

日本の機関投資家への意識調査

- ・回答者の62%が暗号資産を分散投資の機会として捉えている。
- ・(回答者の)54%が今後3年間に於いて暗号資産への投資意向がある。
- ・最も好まれる配分比率は2~5%程度。また、8割弱は1年以上の投資期間を想定している。

野村ホールディングス・Laser Digital Holdings AG「デジタルアセットの投資動向に関する機関投資家調査2024」(2024年6月)
(アンケート及びインタビュー調査。アンケートは国内機関投資家等に在籍する運用担当者547名、インタビューは国内富裕層の投資動向に知見を持つ有識者に実施。)

暗号資産ETFに係る海外機関投資家の動向についての報道

暗号資産(仮想通貨)ビットコインを組み入れた米上場投資信託(ETF)を保有する機関投資家の裾野が広がっている。日本経済新聞の調べでは、3月末比で2割増え、1200社を超えた。公的年金など長期保有を前提にする投資家が金(ゴールド)と同様にインフレ耐性の資産として投資する動きが増えている。(中略)

英キャプラ・インベストメント・マネジメントなどのヘッジファンドに加え、長期運用を基本とする米国の年金基金もビットコインETFに資金を振り向けている。公的年金などを管理するウィスコンシン州投資委員会が継続保有しているほか、ミシガン州退職年金制度が新たに690万ドル保有したことも分かった。

米投資銀行ゴールドマン・サックスも新たに「保有者」に加わった。同社は自己勘定ではなく顧客資産勘定でビットコインETFを管理する。富裕層からの保有ニーズに対応している。

機関投資家をビットコイン投資に向かわせるのは、トランプ氏が仮想通貨業界の振興に取り組むとの期待に加え、関税の引き上げや減税の恒久化といった政策がインフレ圧力を強めるとの見方だ。

長期目線の富裕層や年金基金はインフレで保有する現金の価値が低下することを警戒する。インフレによる購買力低下を回避する手段として金を保有資産に組み入れる、といったことが広く行われてきた。

日本経済新聞「ビットコインETF保有、1200社超に拡大 米年金など」(2024年11月30日)(抄)

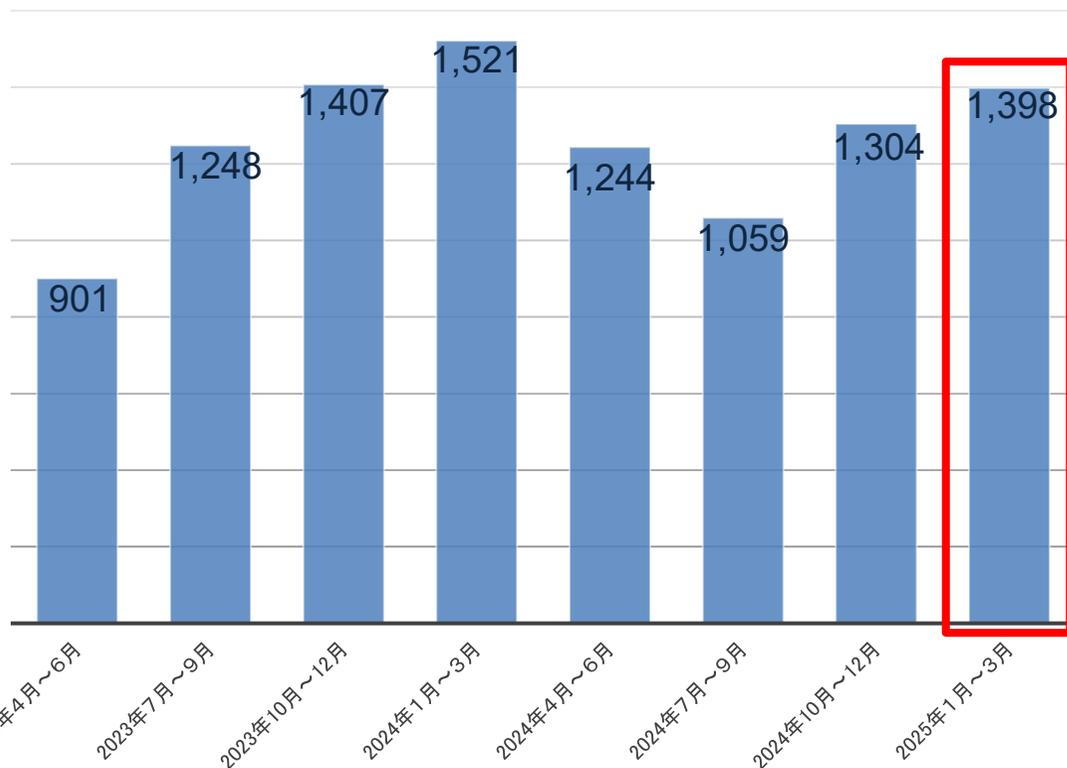
暗号資産等に関する相談等の受付状況

- 金融庁の「金融サービス利用者相談室」には、詐欺的な暗号資産投資の勧誘に係る相談等が継続的に寄せられている状況（足下、暗号資産等に関する相談等は月平均300件以上）。
- 分野別受付件数について見れば、暗号資産等に関するものは、足下、全体の1割程度を占めている。

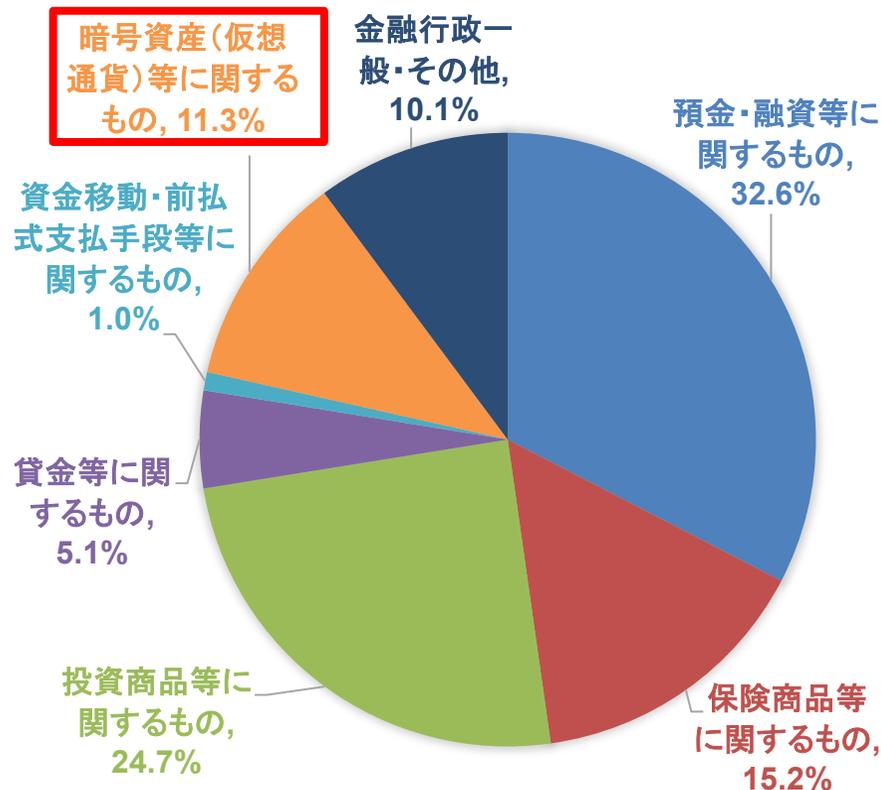
＜参考＞「金融サービス利用者相談室」に寄せられる相談の一例

- ✓ SNSを用いた投資勉強グループ・投資セミナーへの勧誘を受け、暗号資産取引に投資したが、出金できないトラブルに巻き込まれている。どこに相談すればよいか。
- ✓ インターネットのセミナーで、必ず値上がりするとか、高配当が得られるなどと勧められ、ICOで発行された暗号資産を購入したが、未だに上場が実現していません。

＜暗号資産（仮想通貨）等に関する相談等の受付件数＞

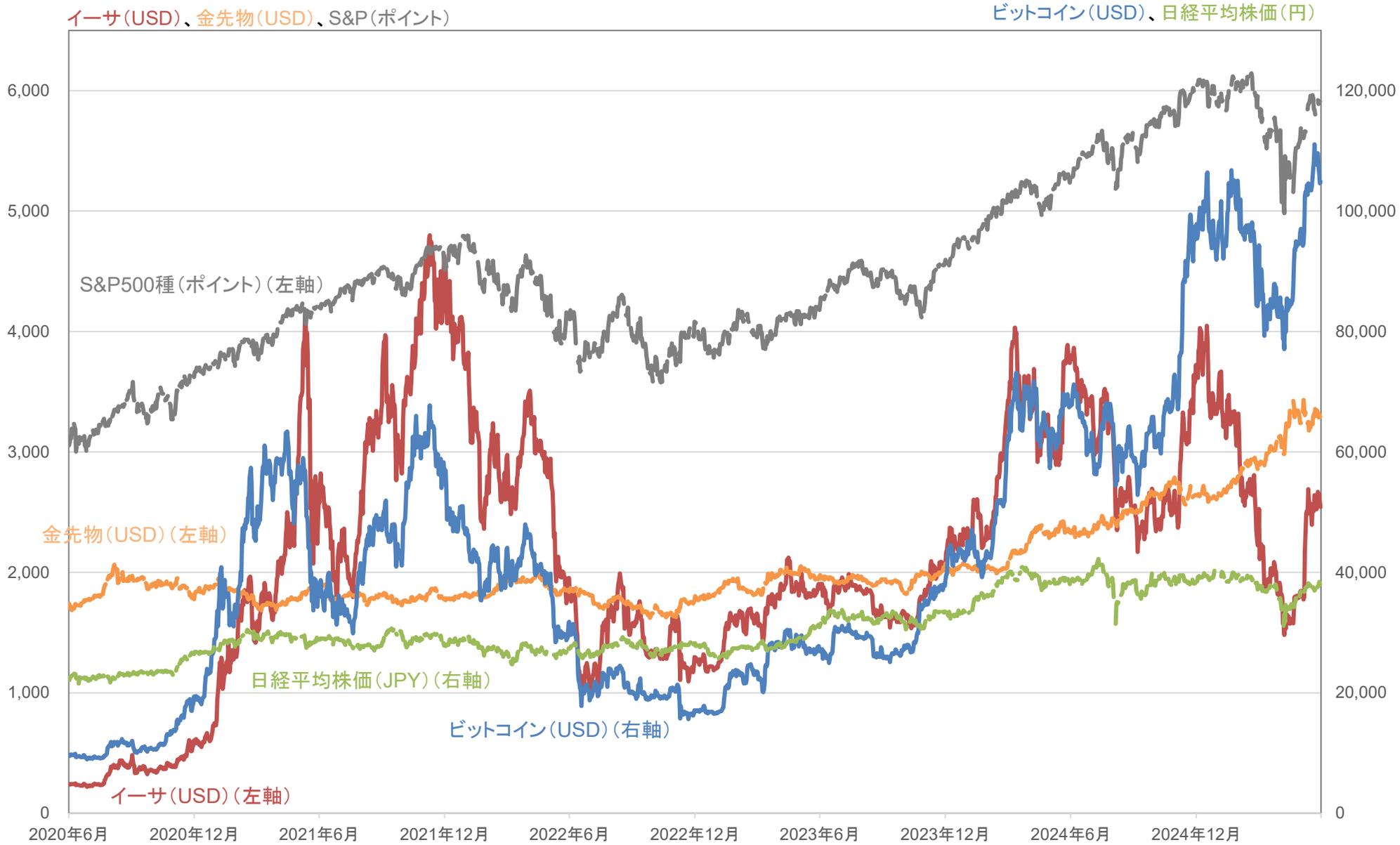


＜相談等の受付件数（2025年1月～3月）＞



（出所）金融庁公表資料をもとに作成

ビットコイン、イーサ等の価格の推移(直近5年間)



「暗号資産に関する制度のあり方等の検証」(ディスカッション・ペーパー)について①

金融庁では、昨今の暗号資産に係る取引の実態等を踏まえ、暗号資産に関する制度のあり方等の検証を行い、その検証結果をディスカッション・ペーパーとして2025年4月10日に公表。ディスカッション・ペーパーの概要は以下のとおり。

(1) 暗号資産の取引の動向等

① 暗号資産の投資対象化の進行

- ◆ 2019年金商法改正時と比べ、暗号資産を巡る状況が変化。**暗号資産の投資対象化が進展**し、少なからぬ内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置付けられる状況が生じている。
- ◆ 国内では、暗号資産交換業者における**口座開設数が延べ1,200万口座超**、**利用者預託金残高は5兆円以上**に達し、投資経験者の**暗号資産保有者割合は約7.3%**で、FX取引や社債等よりも保有率が高くなっている。また、米国では、ビットコイン現物ETFに投資する**機関投資家が1,200社を超えている**。

② ブロックチェーン技術等の発展／健全な暗号資産投資

- ◆ **Web3の健全な発展**は、わが国が抱える**社会問題を解決し、生産性を向上**させる上で重要。ブロックチェーン技術を基盤とする暗号資産取引の拡大は、**デジタルエコノミーの進展**につながり得る。
- ◆ 暗号資産はボラティリティが相当程度高いものの、その取引に係る適切な**投資環境整備**を図ることで、オルタナティブ投資の一部として、リスク判断力・負担能力のある投資家による資産形成のための分散投資の対象にもなり得る。

③ 詐欺的な投資勧誘等

- ◆ 国民の投資対象としての認識が広まっている反面、**詐欺的な投資勧誘も多数**。金融庁にも、**暗号資産等に関する苦情相談等**が継続的に寄せられている(足下、**月平均で300件以上**)。

- ◆ 暗号資産取引に関する投資セミナーやオンラインサロン等も存在。中には利用者から金銭を詐取するなどの違法な行為が疑われるものも生じている。

(2) 暗号資産投資を巡る喫緊の課題

① 情報開示・提供の充実

- 暗号資産発行時の**ホワイトペーパー(説明資料)等の記載内容が不明確**であったり、**記載内容と実際のコードに差がある**ことが多いとの指摘がある
- 現状の交換業者に対する自主規制では、**暗号資産の発行者に正確な情報開示・提供義務がない**

② 利用者保護・無登録業者への対応

- 近年、海外所在の業者を含め、交換業の登録を受けずに(**無登録**)**暗号資産投資への勧誘を行う者が現れている**ほか、金融庁にも**詐欺的な勧誘に関する相談等が多数寄せられている**

➤ 政府広報オンラインや東京都消費生活総合センター等においても、詐欺や悪質なトラブル等への注意喚起を実施

③ 投資運用等に係る不適切行為への対応

- 暗号資産取引についての**投資セミナーやオンラインサロン**等も出現。中には利用者から金銭を詐取するなど**違法な行為**が疑われるものもある

④ 価格形成・取引の公正性の確保

- 米国等でビットコイン等の現物ETFが上場されるなど、**国際的に暗号資産の投資対象化が加速**
- **IOSCO**等で、伝統的な金融市場と同程度のインサイダー取引も含めた**詐欺・市場乱用犯罪**への対応強化等が勧告されている。また、欧州等でも法制化等の動きがある

⇒ 暗号資産取引市場の健全な発展のため、**利用者保護とイノベーションの促進のバランスの取れた環境整備**が重要

「暗号資産に関する制度のあり方等の検証」(ディスカッション・ペーパー)について②

(3) 規制見直しの基本的な考え方

- 前頁の諸課題は、伝統的に金商法が対処してきた問題と親和性があり、金商法の仕組みやエンフォースメントを活用することも選択肢の一つ。
- 規制見直しを図る対象を検討する場合、暗号資産の性質に応じた規制とする観点や取引等の実態面にも着目し、暗号資産を以下のような2分類(類型)に区分して検討することが考えられるか。
- 見直しにあたっては、暗号資産が株式等の典型的な有価証券とは異なる特性を有することを踏まえ、適切な規制のフレームワークを検討する必要。

暗号資産の規制上の分類と情報開示・提供規制

類型①

【資金調達・事業活動型】

資金調達的手段として発行され、その調達資金がプロジェクト・コミュニティ活動等に利用されるもの

- 情報を最も正確に開示・提供できる者は、当該暗号資産の発行者であるため、発行者に対し正確な情報開示・提供を義務付けることが考えられるのではないかと。
- ただし、こうした情報開示・提供規制は、トークンビジネスの発展に過度な制約とならないよう、多数の利用者に勧誘が行われる場合等に限定することが適当ではないかと。

類型②

【上記以外の暗号資産】 (非資金調達・非事業活動型)

類型①に該当しないもの
(例:ビットコインやイーサ、いわゆるミームコイン等)

- 特定の発行者を観念できない暗号資産が多いため、当該暗号資産を取り扱う交換業者に対し、情報の提供を求めることが考えられるのではないかと。

(※1) 資金決済法上の暗号資産に該当しないNFT(Non Fungible Token(非代替性トークン))については、その性質は様々であるため、一律に金融法制の対象とすることには慎重な検討を要するのではないかと。現状では、規制見直しの対象は資金決済法上の「暗号資産」の範囲を前提に検討を進めることが考えられるのではないかと。

(※2) いわゆるステーブルコイン(デジタルマネー類似型)は、広く送金・決済手段として用いられる可能性がある一方、投資対象として取引されることは現時点において想定しにくいため、規制見直しの対象とする必要性は乏しいのではないかと。

業規制

- 無登録業者による違法な勧誘を抑止するため、より実効的かつ厳格な規制の枠組みが必要ではないかと。
- 暗号資産取引についての投資セミナーやオンラインサロン等が出現している現状に鑑みれば、暗号資産交換業に該当しない現物の暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為を規制対象とすることが適当ではないかと。

市場開設規制 (取引所規制等)

- 適切な取引管理やシステム整備は必要だが、個々の取引所の価格形成機能は限定的であり、現時点では厳格な規制を課す必要性は低いのではないかと。

インサイダー 取引規制

- 抑止力を高める観点から様々な規制対応の選択肢*が考えられるが、留意すべき課題があるため、検討を深めていく必要があるのではないかと。 ※重要事実等をできるだけ具体化した形式犯的規制(現行の株式型)・抽象的・実質犯的規制(欧韓型)、不正行為一般の禁止規定の活用(米型)等
- 不公正取引規制の実効性を確保する観点から、業界・当局の市場監視態勢の向上も重要ではないかと。

(参考)関連する閣議決定

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(抄)(2025年6月13日閣議決定)

Ⅲ. 投資立国の実現

3. GX・DXの着実な推進

(2)DX

⑨web3

NFT等のトークンを活用し、異なる場所の人と人をつなぎ、地理的な制約を越え、地方に眠る価値のグローバル価格への引き直しの実現を図るため、NFT等web3を含む技術領域に関して安全・安心な環境整備のための基準の整備等を進める。

暗号資産等のweb3ビジネスの健全な発展は、我が国が抱える社会問題を解決し、生産性の向上に寄与する。また、ブロックチェーン技術を基盤とする暗号資産取引の拡大は、デジタルエコノミーの進展にもつながり得るとともに、暗号資産はボラティリティが相当程度高いものの、オルタナティブ投資(伝統的な投資対象である上場株式、債券等とは異なるリスク・リターン特性を持った代替的な投資手法の総称)の一部として、リスク判断力・負担能力のある投資家による資産形成のための分散投資の対象となることも期待される。

こうした観点から、諸外国の動向も踏まえつつ、暗号資産を国民の資産形成に資する金融商品として業法において位置付けるとともに、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備などを行った上で、分離課税の導入を含めた税制面の見直しの検討も併せて行う。